

令和 2 年 12 月 9 日

## 携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合の開催について

## 1. 趣旨

携帯電話が国民の生活必需品となる中、家計負担の約 4% を占める携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、総務省、公正取引委員会及び消費者庁が連携・協力し、モバイル市場の健全な発展に向けた取組を強力に推進することを目的として、携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合（以下、「二大臣会合」という。）を開催する。

## 2. 構成

二大臣会合の構成員は、次のとおりとする。

総務大臣

内閣府特命担当大臣（公正取引委員会、消費者庁担当）

## 3. 主な検討事項

二大臣会合の主な検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者間の乗換え及びプラン・ブランド間の変更の円滑化
- (2) 消費者による合理的な選択の促進
- (3) その他必要と考えられる事項

## 4. 共同検討チームの設置

二大臣会合の下に、次の職員からなる共同検討チームを設置する。

総務省総合通信基盤局長

公正取引委員会事務総局経済取引局長

消費者庁次長

共同検討チームは、検討事項に関する進捗状況の共有、新たな課題への対応方針の調整等を行い、適宜、二大臣会合に報告する。

## 5. 庶務

二大臣会合及び共同検討チームの庶務は、公正取引委員会及び消費者庁の協力を得つつ、総務省において処理する。

以上